

## 自治会臨時総会ご意見と回答

\* 回答はすべて自治会代表

### ご意見1(反対)

1) 第5条で会員は「～現に居住する居住者(以下、居住者という)を会員として構成する 2 会員は世帯単位ではなく、世帯を構成する個人単位とする」とされていますが、第11条の議決権は「会員の世帯ごとに1個の議決権を有する」とされていますが、1住戸に1世帯とはかぎりません。

会員を個人単位とするならば議決権も個人単位とするか、1住戸に複数の会員がいても住戸の会員の代表者1名が1個の議決権を持つとされてはいかがでしょうか。

2) 第12条の総会ですが、成立要件がありません。条文だけ解釈すれば、総会招集者である会長1名だけでも成立し、第12条の7の議決の要件をみたして議決することができます。

第12条に総会の成立要件を追加していただいてはいかがでしょうか。

上記と関連しますが、会員としての加入は任意ですので、会員のいる住戸の数を議決権の総数として、委任状及び書面議決書を含めて過半数の出席で総会は成立するとされてはいかがでしょうか。

したがって、配布していただきました2022年2月20日の臨時総会の議案については、現時点では賛成することはできません。

ご検討いただけますようお願いいたします。

### 1に対する回答

1) 1住戸で複数世帯、つまり複数議決権を有しても問題ないと思います。総務省のガイドラインでも言及しています。

2) 総会の成立要件は意図的に規定していません。ご指摘の逆の判断です。任意団体には強制力は全くありませんので会員に対しても何ら強制されるものではないからです。したがって仮に会長一人しか集まらなくても総会は成立します。

※但し、そのような事態に陥った場合は事実上解散だと思われます。それは居住者がそのような選択をした結果ですので仕方ありません。

会員を個人単位にしたのは総務省が出している自治会規約のサンプルに由来します。この場合の個人には0歳児や未就学児、小中学生も含まれますので、議決権は世帯主ということにしました。役員については民法上の成人を条件としました。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/community\\_governance/27329\\_3.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/community_governance/27329_3.html)

自治会を法人格を持つ団体にしたい場合：地縁団体(認可地縁団体)というのですが、その場合には世帯を構成員とすることはできず、必ず個人単位を会員の構成単位とする必要があるという条件を守する必要があります。当面、地縁団体としての申請の予定はありませんが、予め条件を満たした内容としました。

以上のようなことも含めて弁護士監修済みで規約を提出しております。

## 自治会臨時総会ご意見と回答

### ご意見2(反対)

第5条2, は第11条1, 2, 3と矛盾する。

第6条の目的(3)(4)(5)は、住民にとっての義務であるののに、会員は希望者だけで良いのか？希望者(入会者)が少ない時はどうするのか？

第9条4, 5, 役員は本人の同意の上で→同意が得られなければ決まらなくなる。

第10条3, 上記の場合、役員の任期は1年ですまなくなり、いつまでも続く可能性がある。

第14条(5)立候補、同意者がいない時はどうするのか？

以上の理由により、第5条3, は会員は全住民とし、役員は、理事会の理事のように持ちまわりで全員を対象にし、役員も2年任期、2名ずつとし、半数ずつ改選するようにすれば、仕事もひきつけるのではないかと思います。

### 2に対する回答

まず、会の目的で記載した内容は会員の義務ではありません。単なる趣旨ですのでその趣旨に賛同できない場合は会員にならなければいいだけです。趣旨に賛同して会員になったとしても義務ではありません。

任意団体には管理組合にとっての区分所有法のような強制力は全くありません。同意が得られない限り強制は全くできません。

役員の候補がいなければ結果として長期間役員が代われない可能性はもちろんありますが、任意団体の規約に強制力を持った表現を記載すること自体が「任意団体」という組織と矛盾します。

ちなみに、現規約案は弁護士の指摘に基づいて修正した結果のものです。もともとは少し強制力を持った内容も書いていましたが削除しています。

### ご意見3(賛成)

正式名称を略称とするのはおかしいと思いました。

府中多摩川通り住宅自治会とし、略称を多摩住自治会とする。

府中市内ではないけれど多摩川住宅があるはずで、それとまぎらわしいのではないかと思います。

※同様主旨ご意見合計2通。

### 3に対する回答

銀行口座開設上は正式名称と略称を分けていても構わないのですが、いずれにしても各種書類に長い名前を書くとききれいなことが多いため、一番長い名前である「府中多摩川通り住宅」を短縮しました。

管理組合の場合は短縮できないのですが、任意団体の名称には何をつけても構わないので短縮した名称を正式名称としました。いずれなじんでくるのではないかともあります。

再検討はさせていただきます。

## 自治会臨時総会ご意見と回答

### ご意見4(賛成)

#### 第17条

(4)自治会活動による収入金を追加できないでしょうか？

- ・バザー、フリーマーケットによる収入
- ・自動販売機設置による収入
- ・屋上アンテナ設置による収入
- ・その他アイデアで増えると思います。

### 4に対する回答

当初規約案には管理組合の収益事業会計からの寄付金なども記載していましたが弁護士指摘により削除しました。そのような内容は自治会側の規約ではなく、管理組合側の規約で制定すべきもの、という指摘です。従いまして、管理組合側の収益事業の収入を自治会会計に何らかの表現で移管することは管理組合側の規約改正の折に盛り込むことを検討したいと思っています。

バザー、フリーマーケットによる収入は限定しない言葉で規約に反映することは問題ないと思います。一旦規約制定して改正扱いとするか初期規約案を修正するかどうかは検討いたします。また、自動販売機を自治会で設置すれば収入にできると思いますが、会長交代時に名義名が変わらない銀行口座開設後の検討事項としたいと思います。

### ご意見5(賛成)

- ・自治会については、以前の管理組合でも話しあわれていたと思います。仕事内容(事業、第6条)を考えれば、管理組合の渉外担当と重なると思います。渉外担当のうち1名を自治会担当にあてるようにすれば、自治会と管理組合の協調も可能になるのではないのでしょうか？
- ・特定の方が会長を続けるということが、自治会ではよく見られます。それを避けるためにも管理組合がかかわることが重要と考えます。

### 5に対する回答

まだ理事会側での最終決定事項ではありませんが、管理組合側の総会の役員選任方法と役員の役職を見直す予定です。

まず、監事は1名に削減、消防理事は廃止、渉外理事も廃止です。役員総数は変えません。管理組合側の役員選任時の役職は以下を考えています。

- ・理事長1名
- ・副理事長1名
- ・会計1名
- ・広報2名
- ・建築2名
- ・総務5名
- ・監事1名

防火管理者は役員とは別に1名追加可能としました。

総務理事5名の内何名かは自治会役員に出向可能にします。

また、理事長が自治会側の監事を兼務という運用も可能だと思っています。

## 自治会臨時総会ご意見と回答

### ご意見6(反対)

- (1) 住民に対しての事前説明が全くされていないのは何故か？
- (2) 自治会と理事会を分離させるメリットがあるのか？
- (3) 理事会内部でも十分な質疑応答がされていない(2021年末時点)
- (4) 過去に住民アンケートで不採用(理事会／自治会の分離案)となっているのに再度提案するのは何故か？

### 6に対する回答

- (1) 広報理事の一人が事実上稼働できておらず広報文書原稿の間違いなどがあったため直接理事長、副理事長などが広報文書を作っており、他の業務との関係で広報を含む説明会開催まで手が回りませんでした。
- (2) 今回の臨時総会の議案ではそのような提案は全くしておりません。単に銀行口座を開設するために規約制定などが手続き上必要なだけです。なお、管理組合と自治会が分離しない場合のデメリットはあります。それは管理会社に業務委託できなくなることです。ご自分たちで管理会社の力を借りずに管理組合の運営をする覚悟がおありであればどうぞお願いします。質問者自ら行動してください。
- (3) 今年度の理事会では不祥事のため時間が足りず「自治会関係の審議」は行っておりません。自治会については理事会以外の場で「自治会」として審議しております。なお、理事会役員にも審議に参加するように連絡はしておりますが、単に一部の役員しか参加していなかっただけです。
- (4) 過去のアンケートとは2007年度に当時の理事長の坂本が実施したものです。その時の案では会費徴収などを前提にアンケートをとっているため全く前提条件が異なります。また、15年前とは世の中の状況も変わっており、銀行口座すら作れなくなっているという弊害が発生しております。

### ご意見7(賛成)

自治会預金口座について、多摩信金は遠いので預け入れや引き出すのに不便かなと思います。郵便局やJA農協なども検討ください。  
お助け隊の手数料収入は今後どうなりますか。

### 7に対する回答

新しい自治会名での銀行口座はゆうちょ銀行に開設申し込みを行います。ゆうちょ銀行は代表者名を入れない形で任意団体名で銀行口座の開設が可能です。なお、ゆうちょ銀行に口座開設の申し込みをしても実際に口座開設されるかどうか分かりません。審査に1カ月を要し、却下される可能性はあります。そのため、規約、総会議事録、活動実績などの書類は万全を期す必要があります。JAの口座開設についてはゆうちょ銀行の審査が通らない可能性も考えて申請書類などを調べようと思います。  
お助け隊は別途ゆうちょ銀行に口座を開設しておりますが個人名での口座ですので規約制定後、役員会での検討課題にはなると思います。現時点では未検討です

## 自治会臨時総会ご意見と回答

### ご意見8(反対)

1989年2月に、名称「府中多摩川通り住宅管理組合」として自治会設立届を市へ提出し次に、1990年5月第4回通常総会第5号議案に於いて、1989年2月に行った府中市に対する団体(町会・自治会等)に伴う業務は、理事会が担当する旨、決議しています。

以降、自治会業務は単なる慣習ではなく、2回の必要な手続きに裏打ちされて、管理組合理事会が自治会的業務を工夫しながら毎年行ってきたと認識しています。

それらは大綱管理組規約を念頭に運営され、活動内容は理事会内で共有化すると共に、理事会ニュースで全住戸へ情報提供し、自治会議案議事として通常総会議事録にも記録されています。

多摩信用金庫に開設した口座が「自治会」名義になっているとあります。

この点が問題を惹起したのではないかと推測いたします。経緯と実情に合わせ「府中多摩川通り住宅管理組合」として口座名義登録すれば良いのではないのでしょうか。

### 8に対する回答

ご指摘の経緯は把握しておりますが、問題はそのことを把握されているのは最初から当住宅に居住しており、管理組合等の運営について関心があった組合員、居住者に限られる、ということです。

ご指摘いただいた経緯を正確に理解し、管理組合業務のみを管理会社との契約内容に盛り込んでいて、実際にそのような運営がされていれば問題ありません。

2007年度の理事会では管理組合業務と自治会業務と管理会社との関係の線引きを行うためのガイドラインを策定しました。しかし、現実的にはその後の理事会運営ではガイドラインは守られず、理事会業務として自治会業務が含まれていることから理事会側が誤解して、それを管理会社への業務委託内容として押し付けたこと、居住者も管理会社窓口に対して自治会関連業務を行うことに違和感を感じないことが問題です。

なお、このような経緯は組合員の世代交代により当時の子供たちが組合員になったり、新しく外から入って組合員になられた方には全く関係がありません。

別の意見への回答でも示した通り、理事会役員を自治会へ出向させるということを考えており、両方の問題を解決する方法を模索しております。

新しい世代に管理組合運営および自治会業務運営を託すためにもご協力をお願いしたいと存じます。